

第30回人間らしく働くための九州セミナー in 長崎のご案内

日時 2019年11月30日(土) 13:00～18:00
12月1日(日) 9:00～12:00

- ◆ 市民公開講座（中部講堂）
12月1日(日) 12:30～15:30
韓国映画「もうひとつの約束」上映・トークセッション

会場 1日目 長崎大学文教キャンパス ^{なかべ}中部講堂
長崎新聞文化ホール・アストピア（夜の交流会）

2日目 長崎大学 環境科学部・教養教育講義棟（分科会）



写真提供：長崎県観光連盟 端島（軍艦島）

第30回人間らしく働くための九州セミナー in 長崎現地実行委員会

事務局 〒850-0953 長崎市上戸町4丁目2-20 上戸町病院気付

TEL 095-879-0705 FAX 095-879-3388 E-mail: kyusemi30nagasaki@gmail.com

人間らしく働くための九州セミナーホームページ URL: <http://kyusemi.jp/>

後援：長崎労働局 長崎県 長崎市

人間らしく働くための九州セミナーとは

我が国の働く人びとをめぐる情勢はいつそう厳しさを増しており、雇用破壊、健康破壊、貧困と格差が進行し、今日のように深刻な状況をもたらすに至っています。こうした労働環境が悪化する中で、働く人びとの命と健康を守るための学習・交流の場として、1990年に「労災職業病九州セミナー～人間らしく働くために～」を開催し、今年で30年の節目の年を迎えます。2010年からは、新たな発展をめざして「人間らしく働くための九州セミナー」に改称し、九州各地の組織や労働組合などの団体、専門家と連携し、「人間らしく働くための」運動を育んできました。

今回の基本コンセプト

今回の第30回記念大会は「国際的視点で考える、働く人々の健康権」を基本コンセプトに開催、九州セミナー運動の到達と課題をグローバルな視点で再度捉えなおす大きな契機とします。

私たちは「人間らしく働く」事が出来る社会・地域を求めて30年間九州セミナー運動を重ねてきました。「過労死・過労自死」に至る基準まで働かされることなく、豊かな人生を送るために労働があるということを確認する必要があります。

「健康に、そして人間らしく働きたい」これは働く人びとの当然の権利であり共通の願いでもあります。今こそ、人間らしく働くことが出来る職場・社会を創り、基本的人権として、健康で生き・働く権利＝「健康権」を確立していく広範な運動を展開していきましょう。

企画のご案内

1日目 長崎大学文教キャンパス ^{なかべ} 中部講堂

11:30 受付

13:00 開会
開催現地実行委員会歓迎あいさつ
九州セミナー代表世話人会あいさつ

13:30 基調講演
『EUの労働時間法制とその含意』
講師 濱口 桂一郎 氏 (独立行政法人 労働政策研究・研修機構所長)

15:00 休憩

15:15 パネルディスカッション
国際的視点で「働く人々の健康権」を考える

18:00 終了 ※交流会会場までは、路面電車で10～15分程度(浦上駅下車)

19:00 夕食交流会 会場「長崎新聞文化ホール・アストピア」 会費5,000円
「九州セミナー大交流会・現地歓迎出し物など」 ※地酒の持ち込み歓迎

21:00 交流会終了

2日目 (午前)

◇ テーマ別分科会 (9:00 ~ 12:00)
長崎大学 環境科学部・教養教育講義棟

◇ 学習講座等を検討中

■ 市民公開講座 (12:30 ~ 15:30) ^{なかべ} 中部講堂
韓国映画「もうひとつの約束」 上映・トークセッション

テーマ別分科会について

現地実行委員会では、多くの演題を募集するため以下のテーマで募集します。
ふるってご応募下さい。

※下記に挙げたテーマすべてで分科会を開催するわけではありません。
報告や参加の多寡によって分科会を編成するものとします。

テーマ別分科会のすすめ方

- 一般報告と討論をおこないます。報告時間は、多くの方からの発言時間を確保したいので、1人当たり7分以内 をお願いします。

報告の募集と分科会のご案内

以下のテーマに沿った報告を募集します。いただいた報告は冊子にまとめ、九州セミナーで配布します。労働実態や日ごろの取り組みなどを紹介できる機会ですので、奮ってご応募下さい。応募方法は、8頁をご覧ください。

分科会は、みなさまから寄せられた報告を編成、分類し、開催します。分科会のテーマ、会場は、九州セミナーの冊子でご案内します。

◆ 外国人労働者の労働環境と健康

新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法（入管法）が今年4月1日から施行されました。人材不足が深刻な14業種を対象に、一定の技能と日本語能力のある外国人に日本での就労を認めることが決まっています。初年度となる2019年度は最大で47,550人、5年間で約345,000人の外国人労働者の受け入れを見込んでいます。

しかしながら、現状の問題として外国人労働者の人権への配慮が不十分という実態があります。留学生や技能実習生と言った外国人労働者は、安価な労働力として利用され、健康被害、過労死、自殺といった深刻な事態をもたらしています。外国人労働者の労働条件や健康問題を考えましょう。外国人労働者の労働実態や必要な取り組みをご報告ください。

◆ 雇用関係によらない働き方

「雇用関係によらない働き方」とは、労働法制の適用がない働き方である。残業代もなければ、労災の適用もない。「雇用によらない働き方」の例としては建設業における、いわゆる「一人親方」があるが、最近では、Uber（旅客自動車輸送業）、飲食店のバイク宅配運転手、マッサージ施術者等、ジワジワと様々な職種に広

がっている。「雇用によらない働き方」は使用者が利益を受けながらも、使用者として負うべき責任を、働く者に転嫁させる制度にほかならない。政府や経営側は「雇用によらない働き方」を広げようとしているが、私たちは、その過酷な実態を理解し、歯止めをかけなければならない。

◆ 非正規雇用と健康

有期契約、派遣、パート、アルバイトなどさまざまな非正規雇用の実態は、労働者に長時間労働や不規則な労働を強い、低賃金で不安定な生活を余儀なくさせる、労働者の使い捨てです。非正規労働者は自らの健康を考える余裕は無く、その結果、長時間労働や不規則な労働環境など、過労を契機にうつ病などのメンタルヘルス不全に陥るといった深刻な健康破壊を生み出します。同時に、失業によって治療継続が困難になる恐れがあるなど、憲法で保障された健康で文化的な生活にはほど遠い実態があります。非正規雇用と健康についてご報告ください。

◆ 格差社会がもたらす貧困と健康

これまで九州セミナーでは、規制緩和がもたらす格差と貧困の影響が、働くものの健康を脅かしている現況が報告されてきました。一方で最低賃金法の問題と非正規労働者の労働実態、母子家庭や父子家庭での制度保障の現状、男女間の賃金格差問題等々によって健康に働き生活することが脅かされている実態があります。これらの諸問題を置き去りにしたまま「働き方改革関連法」は経済界やその意を受けた政治家によって成立しました。今回もそれぞれの参加者の立場で解決の道を考え合いましょう。

◆ 24時間社会・深夜労働と健康

医療、介護、コンビニ、流通、通信など夜間・深夜労働に従事する労働者によって、私たちの社会は成り立っています。しかし、そのような労働者の健康はどうなっているのでしょうか。その労働者の健康をどのように支えていくべきでしょうか。24時間社会と健康を考える報告をお待ちしています。

◆ ブラックバイトの問題

高校生や大学生のアルバイトは、親世代の労働環境の悪化とともに増えています。しかし、厚労省が出している「高校生等を採用した場合に注意すべき労務管理上のポイントを解説したリーフレット」には年少者にも労働基準法が適用されることや、労働条件通知書（雇用契約書）の発行も促してはいますが、実際の労働現場では活用されているとは言えない状況です。使用者から売り上げの補填をせまられたり、時間外労働をさせられたりなどです。ひどい場合は一定期間働いた後に罰金と称して逆にお金を払わせられた例もあります。バイト先で遭遇した「これはおかしいぞ」という経験の報告をお待ちしています。高校生や大学生、学校の先生、保護者のみなさまからのご報告をお待ちしています。

◆ 学校、職場、地域で働くルールを学ぶ

「当社は労働基準法を適用していません」とか「パートには有給休暇はありません」。みなさんのまわりにそんな間違っただ法の認識で働かせられている職場はありませんか。働く者の権利や法律を知らない・教えられていない労働者が、職場での不当な扱いを受けています。人間らしい働き方をするために労働法は欠かせない知識です。学校、職場、地域で、働くルール、学ぶことの重要性、学習に取り組んだ経験などをご報告ください。

◆ 感情労働と健康権

サービス業、医療・介護、公務職場、教職員等の対人労働者に従事する労働者は、自分自身の感情を抑え、

顧客や患者などの暴力・暴言にさらされています。「お客様は神様」に象徴されるように感情労働への理解が不十分で、組織的な対応もほとんど取られていないのが日本の現状です。感情労働者を保護するためには何が必要なのか、職場での取り組みをご紹介します。

◆ 職場でのいじめとハラスメント

2019年6月21日に開催された国際労働機関（ILO）総会では、職場でのセクハラやパワハラなどのハラスメントを全面的に禁止した条約を採択しました。法律で禁止し、制裁を設けることなどを盛り込んだ内容となっています。労働者だけでなく、実習生や求職者、ボランティアなど幅広い対象を保護するハラスメントに関する初の国際基準となり、批准した場合は、条約に従って国内法の整備が求められますが、日本政府も批准には慎重な見方を示しています。

日本では、「職場でのパワーハラスメント防止を義務付ける関連法」が制定され、地位や立場を背景にしたパワハラを「行ってはならない」と明記し、事業者に相談体制の整備など防止対策を義務付けました。大企業は2020年4月、中小企業は22年4月から義務化される見通しです。しかし、労働側が求めていた罰則を伴う禁止規定はなく、どこまで抑止力につながるかは疑問符が付きます。

2017年度の厚生労働省の統計によると、職場においてパワハラを受けた労働者は、32.5%に上り、企業としても見過ごせない問題となっています。職場におけるいじめ、ハラスメントの実態を理解し、ハラスメントのない職場をどうすれば作ることができるか、また、ハラスメントが起きた場合の対策、防御策はどうすればよいのか、職場の取り組みをご報告ください。

◆ 労働者のメンタルヘルスについて

長時間労働、不安定雇用、人間関係、仕事上から生じるさまざまなストレスがメンタルヘルス不調を引き起こしています。2016年11月から始まった50人以上の事業所に義務化された「ストレスチェック調査」は、その有効性に科学的根拠が認められていません。調査実施事業所では具体的な事後対応に苦慮しているのが現状となっています。職場でのメンタルヘルス不調の実態や対策、支援のあり方などの取り組みをご報告ください。

◆ 過労死問題と働き方改革からの課題

電通事件、NHK女性記者等の「過労死」報道により、労働者の働き方・働かされ方に社会的関心が高まっています。国は過労死等防止対策推進法を活かすための長時間労働の法的規制が施行されましたが、過労死基準と言われる残業時間80時間を上限とするなど、その内容はいまだ実効性はありません。さらに、安倍政権は、国民の多様な働き方を標榜し、「高度プロフェッショナル制度」を成立させましたが、その内実は、「残業代なし、働かせ放題」となっており、今後、対象職種の拡大、収入要件の引き下げが行われることは確実です。このような法律が制定される中で、仕事で命を奪われる過労死の実態、家族の思いについて、いま一度理解を深め、過労死を生まない働き方と社会を考えていきましょう。

◆ ひとり親世帯の働く環境について

母子世帯の母親は、8割以上が就労していますが、無職か非正規労働となっているケースが圧倒的に多く、生活も困難な状況にあります。その母親の平均年収は200万円以下で、理由に最低賃金が低いこと、働ける時間が限られることが挙げられます。2019年6月現在、最低賃金の全国平均は874円です。長崎県では762円ですから1日7時間、1ヶ月25日働いても月収133,350円、年収160万円程度です。ダブルワーク、トリプルワークで働く人も少なくありません。父子世帯で子育てをしている場合では、正職の道を断たれ、非正規とならざるを得なく「子育ては母親がすべきものというジェンダー規範の根強さ」が、父親の仕事と生活の調和を阻害しています。ひとり親で働く人びとの子育てや労働の実態、健康問題などの報告をお待ちしています。

◆ 親の働き方と子どもの貧困

親の貧困がこれからの社会を担う子どもに大きな影響を及ぼしています。経済的理由で修学旅行に行けず、授業に必要なものさえ買えない、給食が唯一まともな食事といった家庭が増え、子どもの虐待の陰には貧困が隠れています。親の働き方・働かされ方が、子どもの貧困に繋がり子どもからさまざまなモノを奪っています。どのような影響を与えているのかご報告ください。

◆ 働く女性の健康

1975年に男女雇用機会均等法が施行されその後、育児休業法・パートタイム労働法・次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法が成立し女性の就労環境を改善する法律が整備されました。しかし、その環境は本当に良くなってきたのでしょうか。労働の非正規化、多様化する中で女性の働き方は働く人全てに関わる問題なのかも知れません。真の男女共同参画社会を実現するためには、家庭や職場で何を目指すべきなのか、女性に視点を置いたご報告をお願いします。

◆ 働きながら介護を行っている人びとの健康権

介護離職とは、身近な方の介護を行うために、現在行っているお仕事を退職してしまうことです。日本での介護離職者は、年間約10万人といわれています。介護離職を行ってしまうと、収入が減り、社会との繋がりが途切れ、孤立する可能性が高まると言われています。介護を行いながら仕事を行っている人口は、平成29年総務省が発表した平成29年就業構造基本調査によると346万3千人といわれています。働きながら介護を行っている方々の実態と健康問題の報告をお寄せください。

◆ 病気になった労働者の休む権利・職場に復帰し働く権利

病気になった労働者は職場でどのような扱いを受けているのでしょうか。休む権利や職場復帰はどのように保障されているのでしょうか。

近年がんなどの疾病治療と仕事の両立へのニーズが高まっており、病気を抱える労働者の9割以上が仕事を継続することを望んでいるという報告もあります。しかしこれらの両立支援が不十分なために、病気を抱える労働者の就労継続や治療後の復職は多くの企業で困難な状況です。「治療」と「就労」を両立させるため、企業が行うべき支援の実態と課題などのご報告ください。

◆ じん肺・アスベスト問題

今年は「なくせじん肺・アスベスト全国キャラバン」がスタートして、九州セミナーと同じく記念すべき30周年を迎えます。このキャラバンでは、全国各地で企業や行政に対する要請、集会開催を行ってきました。これまで、企業や国の責任追及、被害者救済、防止のための制度改革など、大きな成果をあげてきました。

しかしながら、今も新たなじん肺・アスベストによって苦しむ健康被害者を発生させています。造船、鉱業、トンネル工事従事者などのじん肺患者掘り起こし活動、各種の訴訟の現状と展望、じん肺根絶を求める様々な活動の報告をお待ちしています。

◆ 振動病・腰痛など筋骨格系障害

「業務上疾病の労災補償状況調査」によると、振動障害で療養を継続している患者さんは、全国で5,240人(2017年)です。主な業種としては振動工具を使用する建設業、林業、鉱業、製造業などが多く、とりわけ建設業が突出しています。しかし、バイク郵便配達員、船員などの職種にも被害がみられます。各地での相

談事例、掘り起こし、診断・治療の成果などの経験をご報告ください。

◆ 原発労働者の健康

東電福島第一原発事故から8年が経過しましたが、すでに白血病や甲状腺がんなどで労災認定される事例が出ています。原発事故作業には全国から労働者が駆けつけ過酷な労働環境のもと収束作業に当たりました。2011年12月までの緊急作業に従事した労働者は九州沖縄で655人に上るとされています。生涯にわたる健康管理を国・東電の責任で実施と、被災者の完全救済をさせることが重要です。今後、全国の原発の廃炉作業は続きます。高レベル放射能廃棄物の処理問題も含め、特別な対策を必要とする労働の分野です。原発労働者の健康問題についての報告をお願いします。

◆ 職場の労働安全衛生活動

安心して働ける職場環境づくりに労働安全衛生活動は重要です。建設、製造、生協、教育、医療（大学・公立・民間病院）、介護、自治体、印刷、流通、農協・漁協、食品加工など、さまざまな職場でとりくまれている職場環境作りと労働安全衛生活動をご紹介ください。

◆ 医療・介護・福祉の現場から見た労働者の健康

増大するワーキングプアは、必要な医療から締め出され、健康被害の重篤化を招いています。また、経済的事由による手遅れ死亡事例も発生しています。医療・介護・福祉の現場から、労働者の生活環境、労働環境を捉え、医療・介護・福祉を提供する側としての取り組みや支援についてご報告ください

◆ 自営業・中小零細業者の健康

自営業者や中小零細業者の中には、経営のため過重な労働を負い、また、経済的に余裕がなく病院に行けないといった事情から、健康被害を引き起こし、深刻化させるケースがあります。自営業者や中小零細業者は労働法の保護もなく、社会保障制度のセーフティーネットもきわめて脆弱です。消費税の引き上げにより、経営の苦しさは増しており、健康被害も深刻化しています。自営業者や中小零細業者の健康実態や働き方についての調査や取り組みについて報告ください。

◆ 公務労働者の労働実態と健康

国・自治体の職場では公務員の大幅な削減が進む一方で、非正規雇用が拡大しています。公共サービスを支えるために過重労働を強いられている公務の職場で、労働者は健康で働いているのでしょうか。公務で働く労働者の実態や必要な取り組みなどのご報告ください。

◆ 災害被災地の中で働く人びとの健康権

2016年4月14日、16日に熊本・大分で発生した大地震から3年が経過し、今なお1万6千人を超える被災者が家屋等の再建の目途もたたず、仮設団地などで避難生活を余儀なくされています。建築物の解体やがれきの処理は概ね終わりましたが、住宅再建など復興作業は今から本格的になってきます。2017年7月発生した九州北部豪雨など、発災直後から救援活動にあたった医療従事者や公務員をはじめ、解体現場の労働者など、大災害時の働く人びとの健康について議論しましょう。

報告の応募方法について

1. 報告原稿の内容と送付方法

- ① 本案内3～7頁記載のテーマに沿った報告をお寄せ下さい。
- ② 報告は、セミナー当日に配布する冊子に掲載します。また、セミナー2日目の分科会で報告していただきます。
- ③ 報告のエントリーは「FAX申込書①」で **10月7日(月)** までにお送りください。
- ④ 報告はそのまま印刷の版下として使用しますので、原稿データをEメールで下記のアドレスまで送付してください。その際、ファイル名に必ずタイトル・所属・氏名を明記してください。パソコンのメール環境のない方はご相談ください。
- ⑤ 資料を付けられる場合は、PDFファイルで原稿と一緒にお願いします。原稿データの締切は **10月21日(月)** です。
2MBを超える容量のデータを送られる場合は、GigaFile（ギガファイル）便などを利用してお願いします。 E-mail : kyusemi30nagasaki@gmail.com

2. 報告原稿の形式

報告原稿は、下記の形式で作成してください。

- A4サイズの縦用紙で2頁以内。上下左右の余白は25mm。
- 文字の大きさの目安は、タイトルは12ポイント、本文は10.5ポイントの明朝体。
- 横書きで、1行の文字数は38、行数40を目安に。
- 表題、所属団体、氏名を最初の5行までに記載。

(注) 資料を添付された場合、編集の都合上、全ての資料を掲載できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。応募原稿、資料は返却いたしません。

3. パワーポイントについて

- ① パワーポイント等のデータは、ウイルスチェックを行った後、原則メール（GigaFile（ギガファイル）便等で現地実行委員会に **11月11日(月) 必着**）でお送りください。
- ② データのフォーマットは、**Windows「PowerPoint97-2003(.ppt)」形式**とします。それ以外の動作保障は出来かねますのでご了承下さい。**グラフデータがある場合は、画像として貼り付けておくと無難です。**（バージョンにより数値が表示されない場合があります）

4. セミナー当日の報告の注意

- ① 報告時間は、多くの方の報告・発言を確保するため **7分以内** を厳守してください。
- ② **セミナー当日のデータ持ち込みは、ウイルスチェック上お断りします。**

広告募金の応募について

1. 広告募金の目的と使途、締切

広告募金は、九州セミナー in 長崎の成功を支える基盤のひとつです。ご協力をよろしくお願いいたします。
サイズは見本を参考にしてください。

- ① お申込みの締め切りは **10月21日(月)** です。「FAX申込書②」でお申込みください。
- ② お支払い期限は **11月11日(月)** です。下記口座までお振り込みください。
恐れ入りますが、振込手数料は振込人にてご負担くださるようお願い申し上げます。

2. 広告サイズと募金額（見本を参照のこと）

サイズ	大きさの目安	申込番号	広告募金額
1P	A4の全面	A	80,000円
1/2P	A4の半面	B	40,000円
2/8P	A4の1/4	C	20,000円
1/8P	A4の1/8	D	10,000円
1/16P	A4の1/16	E	5,000円

セミナー参加の申込みと参加費・支払方法について

【参加の申込み】

「FAX申込書③」に記載し、現地実行委員会事務局にFAXにてお申込みください。
お支払金額の確認、照合のため、参加者名・参加内容・金額等の詳細を必ずご記入ください。

- 第1次申し込み期限 10月28日(月)
- 第2次申し込み期限 11月11日(月)
- 追加申し込み期限 **11月18日(月)**

【参加費】

- | | | | |
|-------------|--------|--------|--------|
| ① 2日間参加 | 3,500円 | ④ 交流会費 | 5,000円 |
| ② 1日参加 | 2,000円 | | |
| ③ 学生（学生証提示） | 1,000円 | | |

【お支払方法】

参加費・交流会費は、**11月11日(月)** までに下記口座までお振り込みください。
恐れ入りますが、振込手数料は振込人にてご負担くださるようお願い申し上げます。

広告募金・参加費・交流会費のお振込先

九州労働金庫（金融機関コード 2990）
北九州東支店（店番号 816）
（普通）6779270 名義 人間らしく働くための九州セミナー 議長 田村昭彦

A4全面は8万円です

〇〇生活協同組合

〒 〇〇市.....

広告サイズ見本

全日本国立医療労働組合

〇まる地区協議会

D 広告金額1万

TEL
FAX

E 広告金額5千円

〇〇労働組合

C 広告金額2万円

〒
TEL

〇〇市

FAX

人間らしく生き
みんなで力をあわせ

B 広告金額4万円

「方死」なくして
明るい職場を！

〇〇労働組合

〒 〇〇市

TEL

FAX

F A X 申 込 書 ①

送信先 九州社会医学研究所
F A X 093-872-3695

第 30 回九州セミナーin 長崎 報告原稿（エントリー）申込書

団体・組合名		住 所	
TEL 番号		F A X 番号	担当者名

報告原稿数 （ ） 本

報告者名		所属団体・組合		TEL 番号	
報告演題 1				パワーポイント	あり なし

報告者名		所属団体・組合		TEL 番号	
報告演題 2				パワーポイント	あり なし

報告者名		所属団体・組合		TEL 番号	
報告演題 3				パワーポイント	あり なし

報告者名		所属団体・組合		TEL 番号	
報告演題 4				パワーポイント	あり なし

報告者名		所属団体・組合		TEL 番号	
報告演題 5				パワーポイント	あり なし

* この申込書は、原稿集約後の確認作業に使用しますので、10月7日（月）までに必ず提出ください。

F A X 申 込 書 ②

送信先 九州社会医学研究所
F A X 093-872-3695

第 30 回九州セミナー in 長崎 広告募金申込書

団体・組合名		住 所			
TEL 番号		F A X 番号		担当者名	

広告募金

広告募金額 (英記号を○で囲む)

A 80,000円	B 40,000円	C 20,000円	D 10,000円
E 5,000円			

広告原稿 (申込方法の英記号、数字記号を○で囲む)

A 昨年同様	B 新規申込	C おまかせ	D 変更 (1 募金額 2 広告内容)
--------	--------	--------	---------------------

- * この申込書は、10月28日(月)までに必ず提出ください。
- * 広告募金は、11月11日(月)までに下記口座にご入金ください。
- * 新規団体や広告内容が変更になる団体につきましては、広告原稿をお手数ですが、添付ファイルにてkyusemi30nagasaki@gmail.comにメールをお送りください。

広告募金のお振込先

九州労働金庫(金融機関コード 2990) 北九州東支店(店番号 816) (普通)6779270 名義 人間らしく働くための九州セミナー 議長 田村昭彦
--

F A X 申 込 書 ③

送信先 九州社会医学研究所
F A X 093-872-3695

第 30 回九州セミナーin 長崎 参加者名簿

メールアドレス ()

団体・組合名		住 所	
TEL 番号		FAX 番号	担当者名

○印を記入してください

NO	氏 名	性 別	所属団体	1 日 目 参 加	2 日 目 参 加	交流会 参 加	合計金額	入金日
例	長崎 秋子	女	九州セミナー	○	○	○	8,500 円	10/26
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
						合計		

*参加者名簿は、10月28日(金)までに必ず提出してください。

*ご入金は、11月11日(月)までに銀行振り込みにてお支払いください。

FAX 振込み報告書 ④

送信先 九州社会医学研究所
F A X 093-872-3695

第 30 回九州セミナー in 長崎 振込み報告書

担当者名 ()

団体・組合名		住 所	
TEL 番号		F A X 番号	メールアドレス

お振込み日

月	日
---	---

お振込み内容

通帳名義	振込額	円
------	-----	---

振込み額内容明細

	広告募金 (下記参照)	1日参加 (2,000円)	2日間参加 (3,500円)	学生 (1,000円)	交流会参加 (5,000円)	振込み合計金額
	A B C D E	名	名	名	名	
小計						円

広告募金 A 80,000円 B 40,000円 C 20,000円 D 10,000円 E 5,000円

* この報告書は、お振込み後、**速やかに FAX** 送信してください。
お振込先

九州労働金庫(金融機関コード 2990)
北九州東支店(店番号 816)
(普通)6779270 名義 人間らしく働くための九州セミナー 議長 田村昭彦

宿泊について

宿泊申し込みについては、現地実行委員会事務局での取り扱いを行いません。参加者にて直接手配して頂くか、現地実行委員会が斡旋する宿泊取り扱い旅行会社に直接申し込みをして頂くようになります。

- (1) 斡旋する旅行会社への申し込みに関する詳細は、<宿泊のご案内> および <宿泊申し込み用紙> をご参照下さい。
- (2) 団体の申し込みをされる場合は、必要部屋数を「氏名」欄並びに「備考」欄にご記入下さい。
宿泊希望のホテル等に関する調整は、旅行会社と直接行って下さい。

《 申込み・振込みの締切一覧 》

	<申込締切>	<振込締切>	< F A X 申込用紙 >
○ 報告エントリー	10月7日(月)	—	①
○ 報告原稿	10月21日(月)	—	—
○ 広告募金	10月21日(月)	11月11日(月)	②
○ パワーポイント等データ	11月11日(月) 必着	—	—
○ 参加者 1次	10月28日(月)	—	③
2次	11月11日(月)	—	③
追加	11月18日(月)	—	③
○ 参加費・交流会費	—	11月11日(月)	—
○ 振込み報告書	入金後すみやかに FAX 願います		④

○ 宿泊 11月8日(金) 締切 代理店申込用紙にて

《 九州セミナー 問い合わせ・連絡先 》

九州セミナー本部事務局 事務局長：青木珠代
〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13 九州社会医学研究所内
T E L 093-871-0449 F A X 093-872-3695
Email seminar@k-shaikken.jp

長崎現地実行委員会 事務局長：大塚正一
〒850-0953 長崎市上戸町4丁目2-20 上戸町病院気付
T E L 095-879-0705 対応可能時間帯(15時~17時30分)
F A X 095-879-3388
Email kyusemi30nagasaki@gmail.com

現地事務局からのお願い

- ※ 現地へのお問い合わせは、可能な限りメールか F A X でお願いします。
- ※ 業務の関係で、午前中の対応が出来ないことが多々ありますことをご了承ください。
現地の最新の取り組み状況について ホームページ URL:<http://kyusemi.jp/>

人間らしく働くための九州セミナー

で検索して、ご確認ください。

■ 宿泊のご案内

宿泊日:2019年11月30日(土)

No	ホテル名	料金(税・サービス料込み)	長崎駅からホテルまでの所要時間
1	長崎ワシントンホテル	シングル 9,350円	路面電車にて約7分
	長崎市新地町9-1	(禁煙&喫煙)	
	Tel 095(828)1211	1泊朝食付	
2	長崎ハスターミナルホテル	シングル 8,800円	路面電車にて約7分
	長崎市新地町1-14	(禁煙)	
	Tel 095(821)4111	1泊朝食付	
3	ホテルウイングポート	シングル 9,900円	徒歩2分
	長崎市大黒町9-2	(禁煙&喫煙)	
	Tel 095(833)2800	ルームチャージ(サービス朝食付)	
4	ホテルクオーレ	シングル 10,500円	徒歩1分
	長崎市大黒町7-3	(禁煙)	
	Tel 095(818)9000	ルームチャージ(サービス朝食付)	
5	ホテルベルビュー長崎	シングル 9,900円	路面電車にて約5分
	長崎市江戸町1-20	(禁煙)	
	Tel 095(826)5030	ルームチャージ(サービス朝食付)	
6	コンフォートホテル長崎	シングル 8,400円	路面電車にて約5分+徒歩1分
	長崎市樺島町8-17	ツイン 7,500円	
	Tel 095(827)1111	(禁煙) ルームチャージ(サービス朝食付)	
7	東横イン長崎駅前	シングル 8,300円	徒歩6分
	長崎市五島町5-45		
	Tel 095(825)1045	ルームチャージ(サービス朝食付)	
8	JR九州ホテル長崎	シングル 13,500円	長崎駅構内
	長崎市尾上町1-1	ツイン 12,000円	
	Tel 095(832)8000	(禁煙) 1泊朝食付	

*各ホテル禁煙&喫煙ルームがございますが、希望に添えない場合がございますのでご了承下さい。

*ツイン料金は、お部屋を2名様で利用した場合の1名様の料金になります。

■ お申込み方法

別紙申込書に必要事項をご記入の上、FAX・メールにて長崎県交通観光㈱までお申込み下さい。

- 申込締切日 **2019年11月8日(金)必着**
- 申込受付後に、予約回答書を申込代表者宛にメールまたは FAX させていただきます。
- 申込締切後、予約確認書・ホテル資料・請求書をメールまたは郵送させていただきます。
(発送予定は、11月15日(金)頃です)
- 費用のお支払は、銀行振込・現金書留とさせていただきます。請求書に支払期限・口座番号・口座名を記載しております。
なお、恐れ入りますが銀行振込手数料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

■ 変更・取消しのご案内

- お申込内容に変更等が生じた場合は、速やかに弊社まで FAX にて、ご連絡をお願い致します。
この場合、当初の申込書を加筆訂正の上、FAX をお願い致します。
 - お客様のご都合により予約を取消する場合、宿泊日の7日前以降は下記の取消料を申し受けます。
ご入金費用より取消料を差し引いた金額を、お申込書返金欄に記載頂いた口座番号へお振込みいたします。
(大会終了後の返金になります)
- | | |
|----------------------------|--------|
| ★11月22日(金) までにキャンセル | : 無料 |
| ★11月23日(祝)~28日(木) にキャンセル | : 30% |
| ★11月29日(金) にキャンセル | : 50% |
| ★11月30日(土) 以降にキャンセル及び無連絡欠席 | : 100% |

■ お申込・お問い合わせ先

〒850-0874 長崎県長崎市魚の町2-9

長崎県交通観光㈱ 担当:木下・松本

TEL 095(821)2121

FAX 095(823)0861

E-mail : info@koutukankou.com

申込日
2019年 月 日

2019年 人間らしく働くための九州セミナーin 長崎

☆送信先

長崎県交通観光(株) 担当:木下・松本
E-mail : info@koutukankou.com
FAX 095(823)0861

《 宿 泊 申 込 書 》

No	氏 名(カカナ)	性別	宿 泊 希 望(シングル・ツイン)	禁煙&喫煙	備考
1			第1希望:	禁・喫	
			第2希望:		
2			第1希望:	禁・喫	
			第2希望:		
3			第1希望:	禁・喫	
			第2希望:		
4			第1希望:	禁・喫	
			第2希望:		
5			第1希望:	禁・喫	
			第2希望:		
6			第1希望:	禁・喫	
			第2希望:		
7			第1希望:	禁・喫	
			第2希望:		
8			第1希望:	禁・喫	
			第2希望:		
9			第1希望:	禁・喫	
			第2希望:		
10			第1希望:	禁・喫	
			第2希望:		

■ご回答

回答日
2019年 月 日

・上記内容にて、ご予約しました。
料金 @ × 名 =

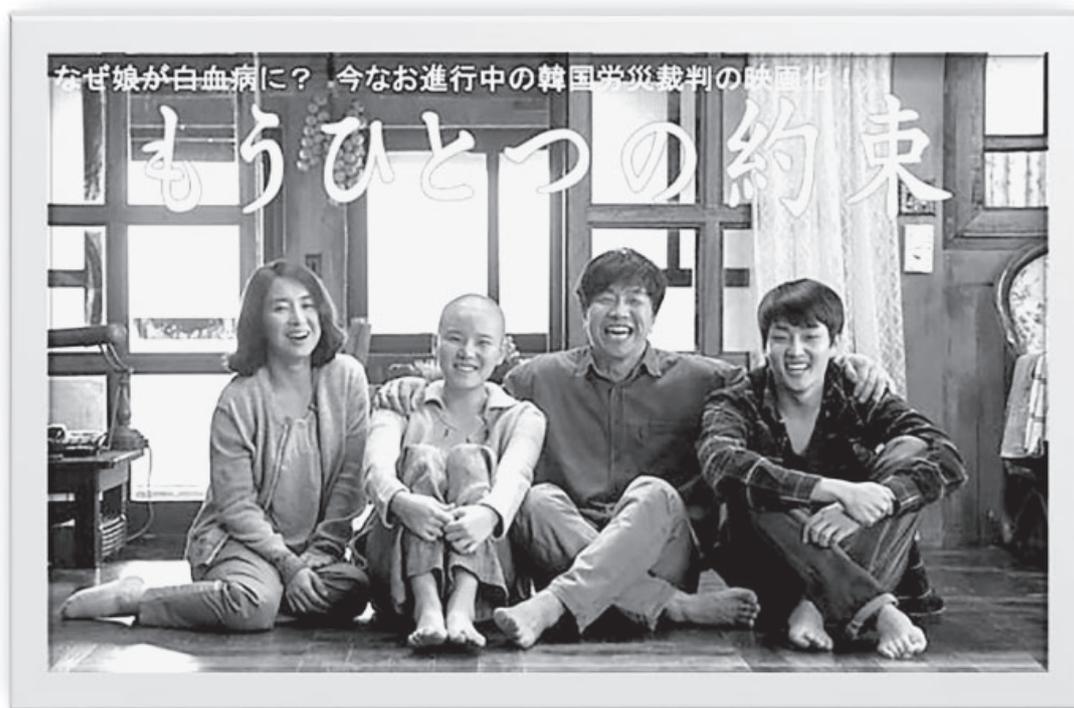
団体名 ()	担当者名 ()
連絡先 Tel () - () - ()	
Fax () - () - ()	
E-mail	

料金 @ × 名 =
合計 _____

・申し訳ございませんが、お取りすることが出来ませんでした。

〒850-0874 長崎県長崎市魚の町2-9
長崎県交通観光(株) 担当:木下・松本
TEL095-821-2121 FAX095-823-0861

【市民公開講座】「もうひとつの約束」 上映



巨大企業に立ち向かった遺族たちの告発、労働者の闘い

この映画は、サムソン電子半導体工場で働くうち、白血病を患って2007年に22歳で他界したファン・ユミさんの父親、ファン・サンギさんの裁判闘争を元に製作された。

サムソンといえば、韓国のGDPの2割を稼ぎ出し、その資金力で韓国経済の隅々にまで影響力を行使するトップ企業である。そんなサムソンの恥部を告発する映画が製作されるとのニュースに、業界投資家は二の足を踏んだ。劇場も同様に、サムソンを向こうに回すことを恐れ、相次いで上映を見送った。

にもかかわらず一般の人々の出資で映画は製作され、自主上映会運動が巻き起こるなど、社会現象となった。軍事独裁から民主化を勝ちとった韓国の民衆は、抑圧の主体が資本へと移った今も、不正と闘うことをあきらめない。巨大企業に素手で闘いを挑むかのごときこの映画に、日本の私たちは何を学ぶことが出来るだろうか。

サムソン電子は、半導体の製造過程で使われる有機溶剤に人体に有害な化学物質が含まれている事実を、工員はおろか弁護士にさえ、企業機密だとして明らかにしなかった。その結果、複数の労働者が急性骨髄性白血病やリンパ腫といった稀病を発症した。被害者5人が2007年から二度にわたり、勤労福祉公団に労災を申請するも、全員が不承認の通知を受けたため、2009年、労災認定を求めてサムソン電子を提訴。2011年にファン・ユミさんら一部について労災が認められるが、全面的な解決には至らず、裁判は現在も継続中である。

【市民公開講座】 参加点検表

- ・軽食を注文される方は、**11月15日**までに現地実行委員会にFAXをお願いします。
※大学正門の横にコンビニもあります。
- ・軽食の注文をされない場合も分かる範囲で参加点検表をFAXしていただくと準備の都合上助かります。

参加団体()

NO.	参加者氏名	注文(おにぎり2個弁当・お茶)	350円
例	長崎 太郎	○	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計	人	人分	円

(注) 弁当の注文は事前申込みをされた方限定です(当日不可)。

代金は、混乱を避けるため、1日目参加の方は受付時にお支払いいただいて「弁当引換券」をお渡しします。2日目から参加の方は、朝から受付でお支払いいただいて「弁当引換券」をお渡しします。